



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 5 3 号 令和 7 年 7 月 2 2 日発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 8 6	特定調達契約について一般競争入札に付する件	情報政策課 行政 D X 推進室
3 8 7	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
6 0 ※	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	
6 1	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
6 2	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の三好第一選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の数を告示する件	
6 3	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第三百八十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和七年七月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

1 調達をする特定役務の名称及び数量

徳島県庁総合サービスネットワーク基幹設備保守業務 一式

2 調達をする特定役務の特質等

徳島県庁総合サービスネットワーク基幹設備保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 業務委託期間

令和七年十月一日から令和十二年九月三十日まで

4 納入場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 本件入札に係る入札概要書及び仕様書（以下「入札概要書等」という。）の交付を受けた者であること。

5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

6 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という

。必要書類を添付して、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

(一) 受領期限

令和七年八月二十九日（金曜日）正午

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二一―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに入札概要書等及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室プラットフォーム担当

電話　〇八八―六二一―三二六六

ファクシミリ　〇八八―六二一―二八三六

電子メール　gyouseidx@pref.tokushima.lg.jp

2 入札概要書等の交付期間

令和七年七月二十二日（火曜日）から同年八月二十九日（金曜日）正午まで

3 入札概要書等の交付方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを誓約する書類（以下「一般競争入札参加資格確認申請書」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した一般競争入札参加資格確認申請書に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

一般競争入札参加資格確認申請書の審査の結果、入札参加資格を有すると判断した者に限り入札に参加できるものとする。

2 一般競争入札参加資格確認申請書の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和七年八月二十九日（金曜日）正午

(二) 提出場所

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室プラットフォーム担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和七年九月五日（金曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁万代庁舎九階 九〇二会議室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和七年九月四日（木曜日）

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室プラットフォーム担当

3 入札方法

(一) 入札金額は、仕様書に記載した各種費用を積算の上、総額を記載すること。代金の見積りに当たっては、仕様書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封筒の表面に「徳島県庁総合サービスネットワーク基幹設備保守業務入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(一) 詳細は、入札概要書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

七 Summary

1 Nature and Quantity of the Services to be Required

Maintenance Services of Tokushima Prefectural Government's Network Infrastructure Equipment 1 set

2 Time Limit of Tender

2:00 p.m. on September 5, 2025

3 For further information, please send all enquiries to the following address.

Administrative DX Promotion Office, Information Policy Division,
Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-3266

徳島県告示第三百八十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年七月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 株式会社大真空

住 所 兵庫県加古川市野口町水足一七九―六

代表者 代表取締役社長 飯塚実

2 工場又は事業場

名 称 株式会社大真空 徳島事業所 第二工場

所在地 吉野川市鴨島町牛島一九三九―一五

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和七年七月二十二日から

令和七年八月十二日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び吉野川市市民部環境企画課

徳島県選挙管理委員会告示第六十号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和七年七月九日から施行する。

令和七年七月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩

丸

正

史

一の表59の項中「玉真病院」を「阿南天満病院」に改める。

徳島県選挙管理委員会告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年七月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩

丸

正

史

一六六、五七六人

徳島県選挙管理委員会告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の三好第一選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年七月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
三好第一	六、五四七人

徳島県選挙管理委員会告示第六十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年七月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

一六六、五七六人